

帰国生への配慮について

帰国生については以下の配慮があります。

【帰国生への配慮を受けるための条件】

帰国生への配慮を希望する場合は、次の条件(1)～(4)を全て満たしている必要があります。

- (1) 中学1年次から中学3年次までの期間（2024年4月1日から2027年3月31日）において、保護者の海外在留に伴って外国で教育を受けた者のうち、海外の学校（海外日本人学校・インターナショナルスクール・現地校等）での在籍期間が1年以上の者。
- (2) 日本の国公私立中学校（朝鮮中級学校等を含む）又は、文部科学大臣から日本の中学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている日本人学校及び私立在外教育施設から出願する者。
※インターナショナルスクール・現地校等からの出願は認めません。
- (3) 海外在住証明書（本校所定の用紙）を提出できる者。
※保護者の勤務している企業の本社、あるいは支社を代表する者が証明したもの。社印を押印のこと。
ただし、海外法人の場合は代表者のサインでも可（保護者が志願者を帯同していることが、第三者によって証明されていること）。
- (4) 本校を専願とする者。

【出願書類】

通常の出願書類①～⑥に加えて、以下の書類⑦も提出してください。

⑦海外在住証明書（本校所定の用紙）

【帰国生への配慮】

選抜方法について、通常のA以外にBも算出し、高い方の点数を受験生の得点とします。

	A	B
9教科の評定	90点	90点
特別活動	15点	
学内での活動	10点	10点
検定	20点	20点 次の①、②、③のうち最も得点の高い点数を得点とする。 ①「英語資格試験1種類＋数検＋漢検」 ②「英語資格試験2種類＋数検」 ③「英語資格試験2種類＋漢検」 《英語資格試験として認められるもの》 英検3級以上・TOEFL iBT 42点以上・TOEFL ITP 343点以上・ IELTS 4.0以上・TOEIC L&R 120点以上
自己推薦	5点	5点
作文	10点	10点
満点	150点	合計135点×10/9＝150点（小数点以下切り捨て）